

橿原市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年1月31日

橿原市監査委員 久保田 幸治
橿原市監査委員 中面 達也
橿原市監査委員 高橋 圭一

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象団体

橿原市放課後児童クラブ運営協議会

2 対象事務

令和4年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行

第2 団体の概要

橿原市放課後児童クラブ運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、橿原市放課後児童クラブ保護者連絡協議会、支援員部会及び市の担当部署から構成される協議会形式の組織として、平成27年4月に発足した。

令和4年4月1日時点において、運営協議会に加盟している放課後児童クラブは、12小学校区、24施設である。

運営協議会の令和4年度の職員体制は、事務局職員6人、4月から9月までは支援員111人の計117人、10月から翌年3月までは支援員118人の計124人である。

運営協議会は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者等に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的として次の事業を行っている。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- (2) 橿原市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成14年橿原市告示第39号）に基づ

く事業

- (3) 運営協議会職員の人事及び勤務条件に関すること
- (4) その他目的の達成に必要なこと

第3 檀原市からの財政的援助

運営協議会は、令和4年度に、檀原市から檀原市放課後児童クラブ運営協議会補助金（以下「運営補助金」という。）2,811,343円及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金4,177,800円の交付を受けている。

第4 監査の期間

令和5年10月19日から令和5年12月25日まで

第5 監査の着眼点

1 運営協議会関係

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市所管課へ提出した補助金等交付申請書、実績報告書等は符号しているか。
- (2) 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助金等の対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が挙げられているか。
- (4) 補助金等が補助等の対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- (6) 出納関係の帳票の整備及び記帳は適正か。
- (7) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (8) 補助金等の使途の特定は適正に行われているか。
- (9) 精算報告は適正に行われているか。
- (10) 精算に伴う返還金の返還は適時に行われているか。
- (11) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (12) 補助金等により取得した備品等の管理に問題はないか。

2 市所管課関係

- (1) 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助等対象経費が明確になっているか。
- (5) 運営協議会に対する補助金等の経理についての指導監督は適切に行われているか。

- (6) 補助金等の効果、条件履行、対象経費、使途の適正性等の確認は、実績報告書等により行われているか。
- (7) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (8) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど、十分に確認がなされているか。

第6 監査の実施内容

前記第3の補助金に係る出納その他の事務の執行について、運営協議会及び市所管課である教育委員会事務局人権・地域教育課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について事務局職員による点検及び確認を行うことにより、監査を実施した。

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、令和4年度財政的援助（補助金）に係る出納その他の事務の執行について、以下のとおり一部に是正又は改善が必要である事項が認められた。

1 臨時休業賃金及び処遇改善手当の不支給について（運営協議会）

運営協議会が独自に定める橿原市放課後児童クラブ運営協議会職員の給料等の支給に関する細則第14条において「所定労働日に職員を当日に臨時休業させたときは、休業1日につき労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。ただし、1日のうちの一部を休業させたときは、労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。」と規定されている。

しかしながら、台風等による警報発令、新型コロナウイルス感染症の感染予防又は閉所時刻の繰上げにより、所定労働日の当日に1日又は1日のうちの一部を休業させた際、一部の支援員からの臨時休業賃金の受取辞退の意向を受け、本来支払うべき臨時休業賃金33,060円及び当該賃金に附随する処遇改善手当2,268円を支払っていなかった。

2 労働条件の明示について（運営協議会）

労基法第15条第1項において、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、運営協議会が独自に定める橿原市放課後児童クラブ運営協議会職員就業規約第2条第2項において規定されている正規職員を雇用した際、当該職員に対し労働条件の明示を行っていなかった。

3 補助対象経費の非該当について（運営協議会）

運営補助金について、補助金を充当することができる経費は、檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年檀原市告示第95号）別表において規定されている。このうち、食糧費については、令和3年3月に定められた檀原市補助金等の執行手続きに係る統一的な取扱基準である「補助金等取扱基準」において、会議や研修講師のお茶代等に限定されており、運営協議会が支出した食糧費1,296円はこれに該当せず、したがって補助対象経費ではない。

4 収支予算書及び収支決算書について（運営協議会及び市所管課）

檀原市補助金等交付規則（平成15年檀原市規則第3号）第4条及び第11条において補助金交付手続きに必要な添付書類として規定されている収支予算書及び収支決算書（以下「収支予算書等」という。）は、運営協議会の収支全体を明らかにして記載すべき書類である。監査の結果、前年度以前からの繰越金が542,933円あることが判明したが、運営補助金に係る収支予算書等に当該繰越金が記載されていなかった。

運営協議会においては、決算時における資金残額の管理が不十分で、繰越金があることを把握しておらず、収支予算書等に繰越金を計上していなかった。

市所管課においては、補助金の交付にあたって運営協議会の収支全体を十分に把握しておらず、収支予算書等に繰越金の記載がないことを運営協議会に対し指導していなかった。

5 補助対象経費の確認不足について（市所管課）

運営協議会が管理する経費には、運営協議会の運営費と加盟放課後児童クラブの活動費があり、運営協議会の運営費には運営補助金が、加盟放課後児童クラブの活動費には檀原市放課後児童健全育成事業補助金（以下「事業補助金」という。）が充当される。補助金交付にあたっては、各経費がそれぞれの補助対象となる経費であるかどうかについて、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど、十分に確認する必要がある。しかしながら、運営補助金の補助対象経費と、事業補助金の補助対象経費が一部混在しており、十分な確認がなされていなかった。